全建労発第33号 令和4年9月7日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会 会 長 奥村 太加典

「建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」等 の改訂について

時下ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、建設分野における特定技能の在留資格につきましては、これまで19 の業務区分に分けられて運用されておりましたが、この度、別紙の通り「建設 分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」において、

「土木」「建築」「ライフライン・設備」の3区分に再編されること等の改正 が行われました。また、これに併せて別紙の通り、各種要領等が改正されてお ります。

つきましては、貴協会会員の皆様に対し、ご周知いただきますようお願い申 し上げます。

以上

(担当:労働部 吉田)